

【第2回歴史講演会 要旨】

旗本三好領の行政機構－横小路村山川家文書を素材として－ 東谷 智

本講演では、河内郡横小路村の山川家に伝来した古文書を調査し、その成果の一端を話した。横小路村は、幕末期には領主が3人いる村（相模国小田原藩領、旗本三好領、旗本石河（川）領）で、こうした村は相^{あい}給村と呼ばれた。講演は、下記の2点について話した。①相給村である横小路村の姿を絵図から読み解く。②相給村の行政の機構と運用を説明する。

山川家文書に残った絵図の内、幕末の様子を描いた絵図（作成されたのは明治最初期）【写真1】をもとに、①横小路村が生駒山地の西側に広がる、東西に長い村であること、②南北に東高野街道が通っていること、③集落が山麓の中高地に広がり、耕地が平地に広がることなど、地理的な特徴を説明した。

その上で、絵図には田地と住宅地の一筆ごとにその土地の所有者が記入されているが、その記載方法が3パターンに分類される点を指摘した。具体的には、A名前の上に「加」と書かれている土地、C名前に加え、土地の面積と課税標準額が書かれている土地、B名前の上に「ト」と書かれている土地の3種類である。ABCは、それぞれの土地がどの領主の領地であるかを区別したものである。Aの「加」は、相模国小田原藩領であることを示しており、小田原藩の領主大久保家は、大久保加賀守のように、代々官^{かん}途名として加賀守を名乗ることから、略記号として「加」を記載したと考えられる。同様にCの「ト」は、旗本石河家で土佐守を名乗った当主がいたことから「ト」が略記号として用いられた。残るBは旗本三好領の土地である。

【写真2】は、領主ごとに塗り分けをしたものである。一見して分かるように、村を地域的に3分割したのではなく、領主が異なる土地が錯^{さく}綜している様子がうかがえる。これは、どの領主の土地になるかを決める際に、①3領主の所領の大小に応じて村内の土地を比例配分したこと、②その際に、「^{くじとり}鬭取」をしてどの領主の土地となるか決定したこと、③その決定は村が行ったこと、が様々な地域の事例から判明している（水本邦彦の一連の研究）。

相給村は決して特殊な事例ではなく、畿内・近国ではよく見られるが、一つの村に複数の領主がいる場合、支配や行政がどのように展開していたのかについては研究の蓄積があり、横小路村を例にして話しを進めて行った。相給村では、領主ごとに村役人が置かれることから、横小路村の場合は3人の領主それぞれに村役人がいた。年貢は、領主が村に賦課し、村が徴収を請け負い、百姓個人から村役人が集めて納税する。この仕組みが3領主それぞれ別個に行われていた。錯綜する土地で混乱しないかどうか気になるところであるが、納税は帳簿上の計算で完結するので、相給であることは納税について全く障害にならない。なお、先の絵図は、旗本三好領の村役人を勤めた山川家に伝存した絵図であることから、Bの土地については、課税標準額など村行政に必要なより詳しい情報が記入されていた。

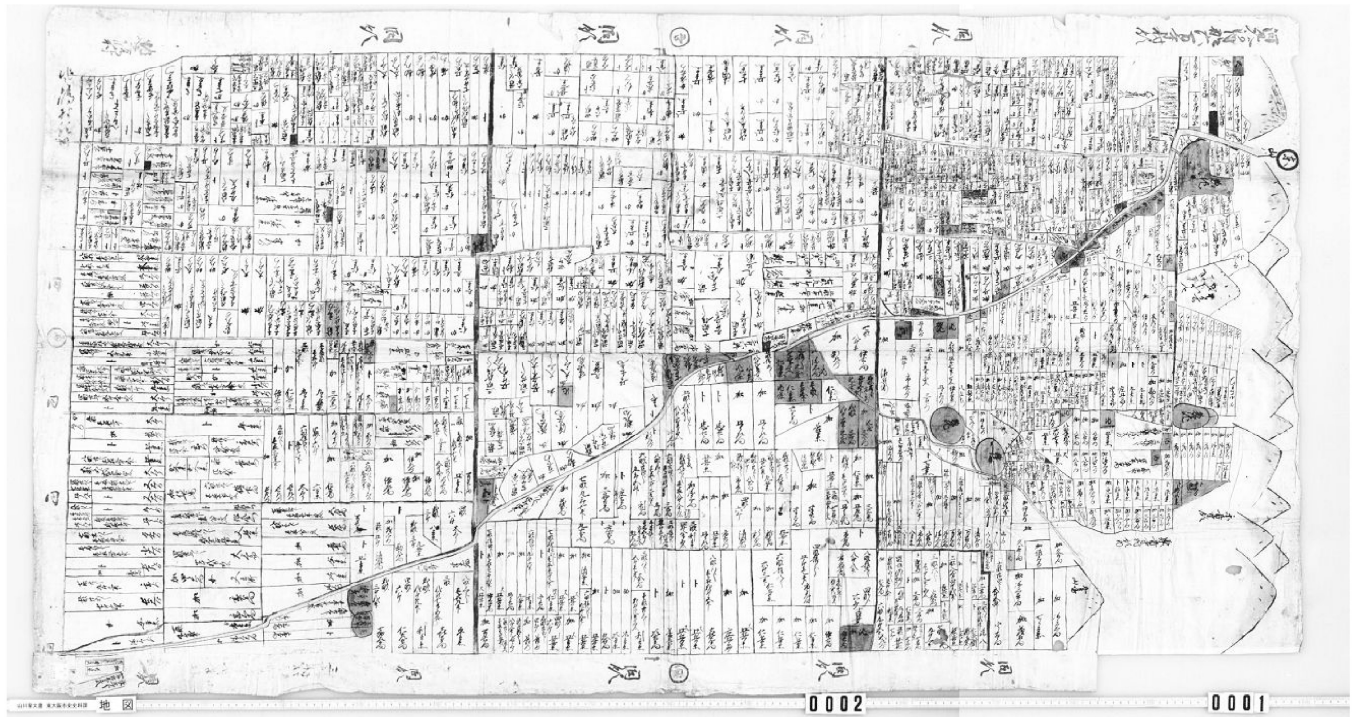
旗本三好領の庄屋であった山川家には、領主の三好役所とやりとりした行政文書が残っている（諸事書物写）。例えば嘉永3年（1850）7月には「知行所四箇村」が「三好内蔵助御役所」に宛てた願書がある。知行所4カ村は、南野村（現四條畷市）、小山田村（現河内長野市）、横小路村（現東大阪市）、高向村（現河内長野市）であり、「三好内蔵助御役所」が、旗本三好氏が河内の知行所4カ村を支配するために置かれた陣屋である。この陣屋は南野村に置かれ、「出役」と呼ばれる三好氏の家臣で知行所に派遣された代官が詰めた。また南野村内の米崎には大庄屋の安川宗兵衛が居住している（『四條畷市史』第1巻）。これらのことから、旗本三好領は、「出役」－大庄屋－4カ村の庄屋という行政機構を有していたことが分かる。

弘化3年（1846）3月には、出役が4カ村を廻り、新たな6ヶ条の法令を渡した（分家、徒党、分散、宴会、金銀取り替わし、不作商売の禁止）。多くの法令や通達は、文書だけを交付する（送付する）ことになるが、実際に役所の役人が対面の上渡すというのは特に重要な法令の場合に用いられる方法である。藩の場合、藩主が領内を巡見する際に新たな法令や重要な法令を対面の上で渡すことがある。その際、「御目見え」という儀礼を行うことで領主と領民の関係を再確認し、法令の遵守が確約されることになる。規模が小さい三好領ではあるが、同様の関係を構築していることが分かる。

領主ごとに行政が展開するが、相給村であることから、横小路村全体に関わる問題の処理が困難になる事例もあった。嘉永3年7月には、横小路村から三好内蔵助御役所宛に願書を出している。そこでは、横小路村が3人の領主の相給村であることから、村一体の取り締まりが出来ないため、3人の領主から取り締まりを仰せ付けてほしいとの願い出ている。この願書は三好領の行政機構で出された願書であるため、小田原藩や旗本石河領にとっては他領に口出しするべきものではない。小田原藩領にも、小田原藩の庄屋から願書が出されるが、非常に消極的な対応を取られる。3人の庄屋が相談した上で3領主への対応を何度か願い出たところ、3人の領主からの取り締まりを受けることとなった。同一の村ではあるものの、相給村であるために領主ごとの壁が立ちはだかった例である。

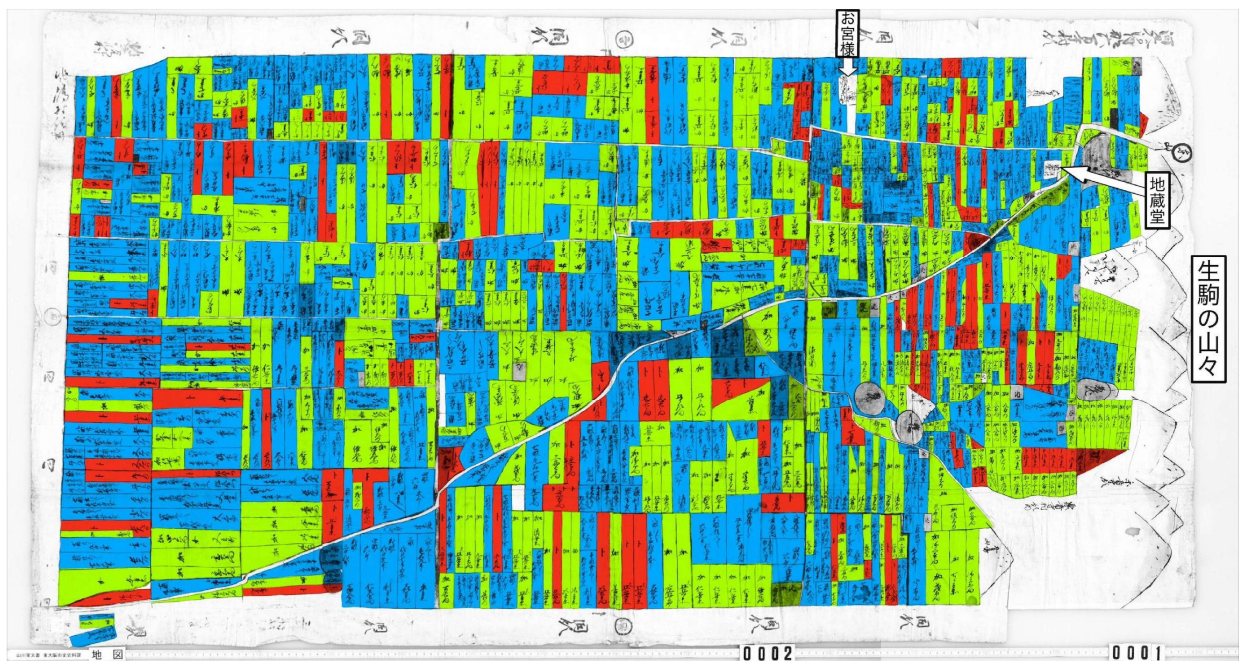
最後に、相給村について、①相給は極めて機械的な分割（数字上、帳簿上）であること、②村の領主の決定は、江戸の勘定奉行所が帳簿を見ながら決めて通達するのみ、③それゆえ、機械的な分割は村に委ねられる、④領主ごとの行政機構が作られるが、村全体の問題に対応できない事態が生じうる、との点を述べて講演を締めくくった。

【写真1】



【写真2】

横小路村の村絵図（「三給」の塗分け図）



緑：相模國小田原藩領

赤：旗本石川領

青：旗本三好領